

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第22回）議事概要

日時 平成27年2月19日（木）9：30～11：30

場所 総務省11階 第3特別会議室

参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、池田委員、
佐藤委員、関口委員、山下委員
事務局 吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、
(総務省) 高橋総務課長、吉田事業政策課長、
竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官
大澤料金サービス課課長補佐、
清重料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>① 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事務局から資料説明が行われた後、自由討議が行われた。○ 「関係事業者等ヒアリングの概要（案）」のとおり、接続政策委員会においてヒアリングを開催することとなった。 <p>② 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」について</p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料説明が行われた後、自由討議が行われた。○ 「関係事業者ヒアリングの概要（案）」のとおり、接続政策委員会においてヒアリングを開催することとなった。 |
|---|

【主な発言等】

- ① 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

〈総論（FTTH市場の課題を分析するために必要なデータ）について〉

佐藤委員：事務局の説明を聞いて、①現在、FTTHサービスの契約者数が伸び悩んでいることが課題であり、これを伸ばすことで我が国の産業全体にプラスの影響を与えることが重要であること、②光配線区画を拡大することで收容率を向上させやすい状況を作ろうと試みたものの、FTTHサービスの契約者数が伸び悩んでいることに鑑みると、何らかの課題が存在していると考えられることの2点を理解した。課題を分析するに当たり、例えばソネッ

トなどの「接続」の形態でF T T H事業を展開している事業者について、それらの事業者のユーザ数及び平均収容率の推移を教えてください。

事務局：当該数値について、御提示できるかどうか精査させていただく。

<総論（OSUの共用）について>

酒井主査代理：これまでの議論と状況が異なる点として、NTT東西がいわゆるサービス卸を開始したということが挙げられる。これまで議論されてきた方式は、OSU共用方式と専用方式の2つの方式であったが、当時はOSUの共用方式の実現を要望する事業者が多かったように記憶している。OSUの共用方式が実現できなかった理由は、どちらかと言うと技術的な課題によるものであったと認識しているが、この点、サービス卸の方式はある意味ではOSUの共用方式と同じなので、今はOSUの共用方式は技術的には不可能ではないはずである。であるにも関わらず、今回OSU共用方式はほとんど検討の対象となっていないようだが、これはOSU共用方式には高額な振分装置の導入が必要という課題があり、この課題がネックとなり、現時点においては事業者がOSU共用方式を希望していないためという理解でよいか。

事務局：おっしゃるとおり。過去にはOSUの共用方式の実現に向けて議論があったが、現在は希望がないと理解している。

<総論（接続料の算定方式）について>

山下委員：今議論されている加入光ファイバ接続料は、新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスに係る設備に適用される「将来原価方式」で算定されているが、実際には比較的新規ではあるものの、相当の需要増加というところが実態とそぐわなくなっているのではないかと。だからといって別の方式に変えた方がいいというところまで提案するものではないが、この定義と実態がそぐわなくなっているという点について多少疑問がないではない。

<接続料の算定方法の在り方（主端末回線の費用の内訳）について>

佐藤委員：主端末回線の費用は芯線当たりで設定されており、ユーザ数に依存しない固定的な費用が高いため事業者にとっては収容率が重要になってくるのであろう。この主端末回線の費用は、使用している管路等に係る費用や毎年必要になる保守費用など様々な費用からできていると思うが、その細かい

費目について事務局は数値を把握しているのか。

事務局：主端末回線に係る接続料の算定方法は59ページの算定フローに示したとおり。接続料原価に含まれる第一種指定設備管理運営費の中には、減価償却費や施設保全費、租税公課等の各項目が含まれており、これらの具体的な数値については、接続料認可の際にNTT東西から情報提供を受けている。

東海主査：コストの発生態様については、利用者との関係に比例的に考えていけるものや、そうではないものがあり、複数のコストの発生態様が混ざって最終的な接続料算定の基礎ができていると理解している。この辺りについても、また議論をしていただければと思っている。

<接続料の算定方法の在り方（費用の発生態態に応じた接続料の在り方）について>

関口委員：13ページの加入光ファイバ接続料の推移を見てみると、明らかに接続料が下げ止まっており、更に平成27年度については報酬率の影響により接続料が上昇する見込であることから、今までとは少し違う局面になってきているというのは間違いない。

接続料が下げ止まっている要因としては、本質的には需要の伸びの鈍化が大きいとは思うが、13ページにおいて「需要の伸びの鈍化」と並んで「費用配賦方法の見直し」が挙げられている。これは「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」の結果を踏まえて実施されたメタル回線と光ファイバ回線に係る費用の配賦方法見直しのことを指していると理解。検討会においては、メタル回線について設備の耐用年数見直しや保守費等の配賦方法の見直しを行い、特に保守費等に関してコストドライバの変更を行った。具体的には、今までケーブル長比で費用配賦を行っていた保守比等を、契約者数比で配賦することとした。考え方としては、メタル回線がマイグレーションで巻き取られ需要に応じて減少すれば、ケーブル長比で費用配賦することは配賦方法として適切であるが、巻き取りを一切行っておらずそれにも関わらず需要は相当数落ちているという状況では、ケーブル長比で費用配賦を実施した場合、メタル回線の方にコストを配賦しすぎることになるため、メタル回線と光ファイバ回線による利用実態をより適切に反映していると認められる契約者数比へとコストドライバの見直しを行うことが適当であろうというもの。その結果、相対的に光ファイバ回線に配賦されるコストが増加したことが、光ファイバ接続料が下げ止まっている要因の一つと考えられる。

つまり、保守比等は契約者数で按分しているので、契約者数連動コストと聞いていいような費用だと思う。ところが加入光ファイバの接続料算定の分母に

用いられているのは利用芯線数であるため、メタル回線と光ファイバ回線に費用を配賦する際には契約者数比で配賦された費用であるにも関わらず、接続料算定の際には芯線数で割られているという論理的に考えてみると少し不整合を起こしているかもしれないというように、メタル検討会と接続政策委員会両方に出席している者としては感じてしまう。

したがって、そのような論理矛盾を整合的なものに改良していくことによって、コストの発生形態に応じた接続料にするという工夫はもう少しあっていいかもしれない。そういう意味では、今回の審議いただきたい項目の中にコストドライバの見直し等も含めて検討したらいかかと思っている。

〈接続料の算定方法の在り方（未利用設備に係る費用等の負担の在り方）について〉

池田委員：事務局説明資料では、光配線区画の中でユーザを増やすと事業者にとっても負担が減るということが記載されているが、事業者ヒアリングの中で、光配線区画の中でユーザをなるべく多く獲得できるようなことが、なぜ現状では出来ないのかということを知りたい。

また、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申において、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討する際に考慮すべき点として「未利用設備に係る費用に関する負担の在り方」が挙げられているが、この点の問題意識について事務局から御説明いただきたい。

事務局：「未利用設備に係る費用に関する負担の在り方」に関して答申でいただいた問題意識としては、資料の51ページに記載している730万芯線の未利用芯線に係る費用についても、現在は利用芯線と同様に接続料原価に算入され、芯線数で除すことにより主端末回線の接続料が設定されているが、この負担の方法について少し検討したらいいのではないかという主旨だと理解している。

佐藤委員：共用設備についてはどうか。

事務局：設備にひも付いている費用として、例えば施設保全費や減価償却費は、光ケーブルに係るものや電柱、管路・とう道に係るものなどに分類することができる。それ以外の費用、例えば共通費、管理費、試験研究費なども接続料原価に当然含まれているが、これらの費用も現在は芯線単位で割られている。この点は、答申において加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討する際に考慮すべき点として挙げられた「共通経費等に関する負担の在り方」に含まれているというふうに理解している。

② 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の在り方」について

<今後の接続料算定方式について>

佐藤委員：これまで P S T N に係る接続料は長期増分費用モデルを用いて算定してきたが、P S T N の需要の減少や N G N への移行など、環境が変わる中で今後どうしていくかを考える必要がある。この点、今回 I P モデルが開発されたが、モデルとしては道半ばである一方、改良モデルでは接続料原価が多少減少するが、これまでのトラヒックの減少を見ると、これを用いたとしても接続料の上昇は避けられないのではないかと。

事務局：仮にこれまでの傾向でトラヒックが減少すれば上昇傾向が続くと思われる。

佐藤委員：27 ページについて諸外国の接続料が日本に比べて安いのはなぜか。

欧州では p u r e L R I C 方式が主流となっていること等の算定方式の違い以外に、ネットワークのマイグレーションなども含めて何か違いがあるのか。

事務局：日本と諸外国における接続料水準の違いは、例えば、技術基準の違いや、提供するサービスレベルに対する事業者の意識の違い等が考えられる。

なお、アメリカは州際接続料を掲載しているが、州内接続料については州毎の規制であるため、日本の接続料水準と単純に比較することは難しい。

佐藤委員：N T T 東西の接続料収入全体の中で P S T N に係るものがどれくらいか確認出来ないか。

事務局：長期増分費用方式に係る接続料収入は、ほぼ接続料原価と等しくなっていると思われるが、各接続料収入と併せて整理する。

関口委員：14、15 ページをみると、固定電話に係るトラヒックについて、平成 25 年度は平成 12 年度の 15.8% に減少している。接続料を維持する観点から、平成 12 年度前後において P S T N の接続料に長期増分費用方式を適用することは非常に価値があったが、相対的にその価値も十数% まで減少しているということは事実として認識すべきである。これは制度としての長期増分費用方式の透明性や公平性の長所を否定するわけではないが、トラヒックの相対的減少を考えると、長期増分費用方式の検討に対するウェイトのかけ方についても見直す必要があるかもしれない。

東海主査：長期増分費用方式は接続料低廉化という一つの方向に対して、長い間大きな貢献をしてきたが、そろそろ限界ではないかという声も聞こえる。

そのため、今後の制度の在り方についても今回の検討事項に含まれているという理解でよろしいか。

事務局：次期接続料算定の在り方に限らず、その先の将来の接続料算定がどう在るべきかという点についてもご議論いただければと思う。

<NGN接続料との関係について>

佐藤委員：PSTNの接続料とNGNの接続料の加重平均方式について、接続料の上昇に対する暫定的な処置なのか、接続料設定の枠組みとして技術ベースではなく、同じ電話のサービスとしてサービスベースで捉えるべきという主張なのか等、提案に至った考え方を提案事業者から確認したい。

池田委員：PSTN接続料とNGN接続料の加重平均方式については、類似サービスを同様のものとして考える独占禁止法の市場画定の考え方からみると、固定電話とOAB～J-IP電話であるひかり電話は同様のサービスといえ、両者の需要を共通化する考え方も一理あるのではないか。これまで、接続料設定の枠組みをサービスベースではなく、技術ベースで考えられてきた理由はなにか。

事務局：PSTNはいわゆる電話のネットワークであり、一方、NGNは必ずしも電話に限ったネットワークではなく、データ通信等複数のサービスを提供する中の一つにひかり電話のサービスがあるため、元々の出発点が異なるもの。この点、加重平均方式は、現状として両サービスが似たものとなっているのであれば、需要を合算して接続料を設定する方法も可能ではないかという提案だと考えている。

佐藤委員：両サービスをサービスベースでみるか技術ベースでみるかについては、例えば、携帯電話でも3G、4G等を技術ベースで異なるサービスと見なすか、音声を提供するものとして同様のサービスと見なすかということと同様に、技術の進展が早いこの業界では、どこかで議論が必要である。諸外国では、現行のネットワークのIP網化を逐次進めてきたのに対して、日本では突如、NGNへの移行が公表され、これがPSTNとは別のネットワークであるために異なる接続料になったという印象。

<NTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の扱いについて>

山下委員：41ページにあるとおり、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価に算入していることで、接続料はどのくらい上昇しているのか。この影響が大きいのであれば、例えば、ユニバーサルサービ

ス政策委員会に検討を行うよう要望してもいいのではと思うが。

事務局：NTSコストの接続料への影響は、改めて精査するが、現行のGC接続料で3分あたり1円を少し超える程度かと思う。

関口委員：接続料原価に算入されているNTSコストについては、「当分の間、接続料で回収」とされているが、平成26年度に認可されたユニバーサルサービス料は2円となり、過去に比べて低水準となっている。そのため「当分の間」がいつまでか、どこかで議論するべきではないか。

<東西均一接続料の扱いについて>

山下委員：東西均一接続料となった経緯を教えて欲しい。例えば、20%を超える東西の格差が問題なのであれば、20%を限度として東西間の接続料に差を設けるという考え方もあるのではないか。

事務局：20%が必ずしもメルクマールになっているわけではないが、接続料算定の在り方を議論頂く際に、毎回20%を超えているのでまだ格差を設けるべきではないとのコンセンサスを審議会の中で頂いてきたもの。このため、20%の格差かによって、必ずしも平成28年度以降の接続料についても東西均一にしなければならないと考えられているものではない。

佐藤委員：接続料はコストに見合った料金を設定することが大原則。そのため、原則から言うと東西でそれぞれコストが異なるのであれば、東西別の接続料を設定するもの。ただし、これまでの議論では、東西で接続料に差を設けることはビジネスへの影響等、社会的に望ましくないという結論となり、東西別の接続料設定には至らなかった。コストベースの料金設定をする場合には、全国で事業を行う事業者と一部の地域のみで事業を行う事業者とではビジネスへの影響が異なる点を考慮する必要がある。

関口委員：当時の議論では、東西でビジネス環境の格差が大きく、接続料の東西格差をつけることは社会的コンセンサスが得られなかった。ただし、NGN接続料は東西別接続料となっており、両者が別の判断をしていることについての議論はこれまでしていないと思う。

以上